

田島地区複合施設整備等事業 第1回入札説明書等に関する質問への回答

令和6年11月26日回答

■入札説明書 に関する質問の回答

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字			
1	3	2	(5)	ア	(カ)	-	交番用地の管理及び引渡しに関連する業務	交番用地は、その引渡しまで施設建設の仮設用地として利用することは可能でしょうか。	「別添資料1 業務要求水準書」33ページ「カ 交番用地の管理及び引渡しに関連する業務」をご確認ください。

■別添資料1 業務要求水準書 に関する質問の回答

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字			
1	9	3	(1)	-	-	-	支所行政機能提供スペースの組織体制について	支所行政機能提供スペースにおける組織（部課係等）の配置と各担当職員数をご指示ください。 また、証明書等の自動発行機の設置・台数についてご指示ください。	組織（部課係等）の配置については未定です。 配置職員数については「別添資料1 要求水準書 添付資料9 諸室性能表」6ページをご確認ください。 支所にて実施する機能については「別添資料1 要求水準書 添付資料2 大師地区複合施設整備・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」2ページをご確認ください。 また、証明書等の自動発行機の設置は、予定していません。
2	13	3	(3)	ア	(イ)	f	木質化について	本案件の「川崎市建築物等における木材利用促進に関する方針」に基づく必要木材利用量は、庁舎・社会福祉施設の目標値である0.008㎡/㎡、又はその他の公共的建築物の目標値である0.005㎡/㎡のどちらになりますでしょうか。	区役所支所については「庁舎」に該当し、また、コミュニティーセンターについては「社会福祉施設等」に該当するものとして、目標値は0.008㎡/㎡を採用してください。
3	13	3	(3)	ア	(イ)	f	木質化について	「川崎市建築物等における木材利用促進に関する方針」に基づく使用木材について、国産木材に於ける産地指定はございますでしょうか。	産地指定はありません。

4	21	3	(3)	イ	-	-	施設清掃業務 計画立案の為の確認－調理スペースのイメージ	計画立案の為、調理スペースの使用イメージを教えてください。他施設ですと調理室に複数の作業台・ガスコンロ・流し台・オープン・レンジなどがあり、複数のチームが同時に調理できる環境を考えておりますか？	「別添資料1 要求水準書 添付資料9 諸室性能表」5ページをご確認ください。複数のチームが同時に調理できる環境は想定していません。
5	50	7	(1)	ケ	(ア) (イ) (ウ)	-	業務報告書について	業務報告書の雛形はございますか。あればご指示いただけますでしょうか。	特定の雛形はありません。
6	53	7	(2)	イ	(ウ)	b	休館日について	法定点検を実施するにあたり、休館日はあるでしょうか。また、休館日がない場合は、平日日中の点検は可能でしょうか。	平日日中は、施設運用上停電とすることはできないため、自家用電気工作物年次点検は実施できません。本施設は、原則として年末年始を除いて休館日を設けませんが、自家用工作物年次点検は、協議により土日祝日のいずれか1日をあらかじめ休館日として定め実施するか、夜間の施設閉館時に実施してください。
7	56	7	(2)	オ	(ア)	a	人件費等について	日常清掃スタッフや衛生消耗品ですが、昨今最低賃金や衛生消耗品等が毎年上昇しておりますが、上昇した場合は値上げ交渉は可能でしょうか。	「別添資料4 事業費の算定及び支払い方法等」11ページ「(2)施設保守管理費の改定」をご確認ください。
8	56	7	(2)	オ	(ア)	a	施設清掃業務 計画立案用確認事項－開館時間	計画立案の為、各機能の開館時間を確認させてください。田島支所 月～金曜日 8:30～17:00、こども文化センター 月～土曜日9:30～21:00、日曜日9:30～18:00、いこいの家 月～土曜日9:00～16:00※夜間開放あり、現状の開館時間で宜しいでしょうか？	「別添資料1 要求水準書 添付資料2 大師地区複合施設整備・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」50ページをご確認ください。 なお、田島地区複合施設は、「田島支所」(支所行政機能)と、「田島こども文化センター」「田島老人いこいの家」の機能を継承し、さらに地域の身近な拠点としての機能を強化する「田島コミュニティセンター」(市民利用機能)を、複合化した施設となります。市民利用機能の詳細については「別添資料1 要求水準書 添付資料2 大師地区複合施設整備・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」30～31ページをご確認ください。

9	56	7	(2)	オ	(7)	a	施設清掃業務 計画立案用確認事項－清掃方法等	設計プランにもよりますがトイレ・給湯室などは3事業所の共用と想定され、最良の状態を維持すると清掃・消耗品の補充などを8:30～21:00のほぼ毎日行わなければならないと推察されます。3事業所の協力体制も含め、清掃業務におけるイメージをお教えいただければと思います。	「別添資料1 要求水準書」7～8ページ「2 選定事業者と運営事業者及び市の役割分担」をご確認ください。 なお、No.8の回答にも記載したとおり、本施設は「田島支所」(市)と「田島コミュニティセンター」(運営事業者)の2事業所が使用する施設です。 また、田島地区複合施設の運営計画については、「別添資料1 要求水準書 添付資料2 大師地区複合施設整備・田島地区複合施設整備・運営基本計画」47ページ「2 施設運営計画」をご確認ください。
10	56	7	(2)	オ	(7)	a	施設清掃業務 計画立案の為の確認－調理スペースの管理・清掃	調理スペースについては3事業所の利用が想定されております。使用後の清掃、ゴミの片付けなど3事業所と施設清掃の役割分担の考えが御座いましたらお教えてください。	「別添資料1 要求水準書」7～8ページ「2 選定事業者と運営事業者及び市の役割分担」および56～58ページ「オ 清掃業務」をご確認ください。 なお、調理スペースは専ら「コミュニティセンター」が使用します。 設備利用後の片付け、軽微な清掃については、運営事業者が対応しますが、施設保守管理業務としての清掃業務は施設保守管理業務を行う者が実施してください。

■別添資料1 業務要求水準書 添付資料9 諸室性能表 に関する質問の回答

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字			
1	6	-	-	-	-	-	執務室(支所)の組織構成について	支所機能を担う部課系の構成、各部署の主要サービスをご教示ください。	組織(部課係等)の構成については未定です。 支所にて実施する機能については「別添資料1 要求水準書 添付資料2 大師地区複合施設整備・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」2ページをご確認ください。
2	8	-	-	-	-	-	屋外機能: 荷捌き場の設置について	荷捌き施設について要求水準が示されていませんが、性能要求があればご指示ください。	ご提案によります。性能要求はありません。

3	8	-	-	-	-	-	屋外機能:既存のストリートファニチャについて	既存のストリートファニチャ「健児の像」について、一時撤去・復旧設置をお考えでしょうか。	復旧はせず、撤去のみとなります。
4	8	-	-	-	-	-	地盤沈下観測所の扱い	既存の地盤沈下観測所は撤去解体し、複合施設整備ではこれを設置しないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	8	-	-	-	-	-	シェアサイクル	シェアサイクルのステーションを設置する可能性はあるでしょうか。設置規模を含めて、ご指示ください。	シェアサイクルのステーションの設置について、将来の可能性を否定するものではありませんが、現時点で具体的な計画はありません。
6	8	-	-	-	-	-	外部から直接屋上へ上れる外階段	水害時の避難タワーとしての利用を想定されているでしょうか。これに該当する場合の避難人数・規模・継続日数の想定・推計がある場合は、ご提示ください。	本施設の防災上の位置付けについては、「別添資料1 要求水準書 添付資料2 大師地区複合施設整備・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」43ページ「エ 防災計画」をご確認ください。 屋上への避難人数等についての想定等はありませんが、施設利用者及び周辺住民の避難が想定されます。 また、水害対策としては、「別添資料1 業務要求水準書」15ページ「e 浸水・冠水対策」等もご確認ください。
7	-	-	-	-	-	-	什器・備品等欄に記載される物品	諸室性能表の什器・備品等欄に記載される物品は、施設整備において整備・調達すると考えてよいでしょうか。	お察しのとおり「什器・備品等」欄に記載の物品は、施設整備にて選定・調達・設置してください。 また、「別添資料1 業務要求水準書」27ページ「オ 什器備品計画」をご確認ください。

8	-	-	-	-	-	-	設備・機器等欄に記載される物品・備品	諸室性能表の設備・機器等欄に記載される物品・備品は、施設整備において別途として扱うことで差支えないでしょうか。	お察しのとおり「運営で想定される設備・機器等」欄に記載の物品は、市または運営事業者にて選定・調達・設置することを想定したものであり、施設整備にて設置等は不要です。
9	-	-	-	-	-	-	設備・機器等欄に記載される物品・備品の使い方にかかる提案	設備・機器等欄に記載される物品・備品について施設整備において別途調達とされた場合、まちのリビングの使い方などで、一部の什器を施設整備で調達することとして差支えないでしょうか。	「運営で想定される設備・機器等」欄に記載の物品は、上記No8回答のとおり、市または運営事業者にて選定・調達・設置することを想定したのですが、施設整備において調達することにより、よりよい施設整備につながると考えられるものを調達することを妨げません。 ただし、実際の調達時には運営事業者と協議を行ってください。